

【積立定期預金規定】

1. (預入れの期限等)

(1) 積立定期預金（以下「この預金」という）は、通帳記載の満期日の3か月前までは自由に預け入れができます。

(2) 預け入れのときは必ず通帳を持参してください。

2. (預金の支払い時期)

この預金は、満期日以後に利息とともに支払います。

3. (利息)

(1) この預金の利息は、預入金額ごとにその預入日から満期日の前日までの日数について、預入日現在におけるその期間に応じた当組合所定の自由金利型定期預金（スーパー定期預金）利率によって計算します。ただし、契約期間が3年以上の場合には、満期日からさかのぼって2年ごとに利息計算日を定め、その計算日において預入日または前回の利息計算日からの期間が1年以上ある預入金額については、預入日または前回の利息計算日におけるその期間に応じた当組合所定の自由金利型定期預金（スーパー定期預金）利率によって利息を計算のうえ元金に組み入れます。

利率は、当組合所定の日に変更します。この場合、新利率は、変更日以後に預け入れられる金額についてはその預入日（すでに預け入れられている金額については変更日以後の利息計算日）から適用します。

(2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日の前日までの日数について解約日における普通預金の利率によって計算します。

(3) 当組合がやむをえないものと認めた場合、あるいは預金取引共通規定により、この預金を満期日前に解約する場合、その利息は、預入金額ごとに預入日（利息を元金に組み入れたときは最後の利息計算日）から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第3位以下は切捨てます。）によって計算し、この預金とともに支払います。

① 6か月未満 解約日における普通預金の利率

② 6か月以上1年未満 上記(1)の適用利率×50%

③ 1年以上3年未満 上記(1)の適用利率×70%

ただし、②および③の利率が解約日における普通預金利率を下回るときは、その普通預金利率によって計算します。

(4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

4. (預金の解約)

預金を解約するときは、当組合所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに当店に提出してください。

5. (預金取引共通規定の適用)

この規定に定めのない事項については、預金取引共通規定によるものとします。

以上